

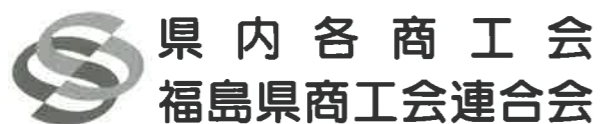
商工共済「商工貯蓄共済」制度のご案内

- 1 この共済は、商工会が行う事業として国が認めた共済事業です。
- 2 加入出来る方は、商工会(商工会連合会等を含む。)の会員(職員等を含む。)並びにその家族及び従業員で健康な方です。
- 3 この制度は、「3つのしあわせ」をキャッチフレーズとしており「貯蓄・保障・融資」を組み合わせたものです。
- 4 この事業を推進することによって、会員の経営の安定と商工会の財源確保が図られる仕組みになっています。
- 5 この共済制度は、加入者の掛金の中から毎年1回保険料と事務経費(年間1口1,200円)が差引かれ、その残りの金額を貯蓄積立金としてお預りしております。
- 6 貯蓄積立金については、所定の利息が加算されて、満期時に満期積立金として加入者の方にお支払いいたします。
- 7 万一、加入期間中に被保険者の方が亡くなられた場合には、それまでの貯蓄積立金と保険金額を合算してお支払いいたします。
- 8 加入期間中に資金の必要性が生じた場合には、簡単な手続きで融資を受けることが出来ます。融資の申込みについては、商工会にご相談下さい。
- 9 加入期間中に解約の必要性或いは積立金の一部が必要となった場合には、商工会にご相談下さい。
- 10 ジブラルタ生命保険(株)及び福島県商工事業協同組合並びに商工会等へ、利用目的達成のために業務上適切な範囲内でお申込み内容等の個人情報を提供する場合があります。
- 11 掛金の税務上の取扱い
 - ◆法人企業が掛金を支払う場合
 - ①掛金のうち保険料と経費充当額は、会社が保険金受取人の場合には損金算入できます。
 - ②掛金を従業員に対する現物給与として計上したときは、全額損金算入ができます。(貯蓄共済加入者は従業員となります。)
 - ◆個人事業主が掛金を支払う場合
 - ①事業主分の保険料は確定申告の際、生命保険料控除として所得から控除ができます。(証明書は保険会社で発行します。)
 - ②掛金(従業員分)のうち、保険料と経費充当額は、事業主が保険金受取人の場合には必要経費となります。
 - ③掛金相当額を従業員に対する現物給与として計上したときは、全額が必要経費となります。(貯蓄共済加入者は従業員となります。)

■保険料部分 下記の扱いとなります。

法人が加入者の場合			個人事業主が加入者の場合		
被保険者	受取人	取り扱い	被保険者	受取人	取り扱い
役員のみ	法人	福利厚生費	事業主	親族	家事費
役員・従業員	法人	福利厚生費	専従者のみ	親族	家事費
役員のみ	親族	役員報酬	専従者・従業員	事業主	福利厚生費
役員・従業員	親族	福利厚生費	従業員	事業主	福利厚生費
			従業員	親族	福利厚生費

くわしくは商工会へお問い合わせ下さい。



〒960-8053 福島市三河南町1番20号(コラッセふくしま9F)
TEL.(024)525-3411



2014年10月発行

商工共済

3つのしあわせ



貯蓄
満期が
うれしいね。



保障
万一に備えて。

安心



融資
資金繰りに役立ちます。



県内各商工会
福島県商工会連合会



小さな掛け金で ゆとりあふれる大きな未来

貯蓄

満期がうれしいね。

毎月の掛け金の大部分が自分の積立金となり、その積立金の中から年一回保険料と事務経費が差し引かれます。これに利息が加算され満期時に満期積立金として受け取ることができます。加入は、10年及び5年満期型があり、**被保険者1人につき30口が限度となります。**加入者については口数の制限はありません。

■掛け金<月額>

加入口数(口)	1	2	3	4	5
10年満期(円)	2,000	4,000	6,000	8,000	10,000
5年満期(円)	3,000	6,000	9,000	12,000	15,000
	6	10	15	20	30
	12,000	20,000	30,000	40,000	60,000
	18,000	30,000	45,000	60,000	90,000

(1口単位で加入できます)



保障

万ーに備えて。

契約期間中、被保険者が死亡した場合は、**今までお積みになられた貯蓄積立金と死亡保険金を併せてお支払いいたします。**保険金額は年齢によって異なります。

■保険金<加入時の被保険者の保険年齢に応じて>

10年満期	6~34歳	35~44歳	45~54歳	55~65歳
	1口 100万円 引受限度額(死亡保険金) 3,000万円	1口 60万円 引受限度額(死亡保険金) 1,800万円	1口 30万円 引受限度額(死亡保険金) 900万円	1口 25万円 引受限度額(死亡保険金) 750万円

5年満期	6~34歳	35~70歳
	1口 30万円 引受限度額(死亡保険金) 900万円	1口 25万円 引受限度額(死亡保険金) 750万円

※保障部分はシプラルタ生命保険㈱がお引き受けしています。なお、保険金の支払い等については、シプラルタ生命の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

(引受限度額は30口加入の場合です)



融資

- ◎簡単な手続き 商工会を窓口で借入れ申込みができます。
- ◆取扱金融機関 福島県商工事業協同組合 東邦銀行・福島銀行・大東銀行・県内の各信用金庫
- ◎融資資格 事業主の方で、原則として1年以上積み立てた方。
- ◎随時取扱い 借入れ希望額に応じて取り扱います。
- ◎利息 事業資金を低利で融資あっせんいたします。



■融資額および条件等(福島県商工事業協同組合の場合)

形態	資金使途	融資限度	出資金	融資期間	利率	保証人
口数方式	運転	貯蓄加入 1口につき 50万円 1,500万円以内 (運転・ 設備併せて)	貸付額の 5%	運転 60ヶ月以内 設備 84ヶ月以内	所定の利率 (詳しくは商工 会にご相談下 さい。)	積立額に応じ て保証人の人 数の定め有り。 積立金内は 不要。
	設備	貯蓄積立金の 7倍以内 1,500万円以内 (運転・ 設備併せて)	貸付額の 1%			

※融資については、審査がありますのでご希望に添えない場合もあります。

加入者に対する特典・医療保障特約型(専用パンフレットがあります。)

- ◆加入者(保険契約者)の資格 商工会の会員並びに従業員(家族従業員を含む)
- ◆被共済者(被保険者)の資格 商工貯蓄共済の被共済者(被保険者)で、契約日現在において健康でかつ正常に就業または日常生活を営んでいる、契約日時点の満年齢が6歳~65歳(10年満期の場合)6歳~70歳(5年満期の場合)までの健康な商工会の会員並びに家族、従業員

◆保障内容

	1万円コース	5千円コース
入院給付金	1日あたり/10,000円	1日あたり/5,000円
入院	1入院120日限度・通算支払限度日数1,095日	
手術内容により	40・20・10万円	20・10・5万円
無事故給付金 (給付金の請求が特定期 間中に一度も無い場合)	10年満期:5年毎に10万円(合計20万円)	10年満期:5年毎に5万円(合計10万円)
	5年満期:5年後(満期時)に20万円	5年満期:5年後(満期時)に10万円
先進医療 (先進医療給付金)	先進医療の技術にかかわる費用に応じて通算2000万円まで	

詳しくは
商工会へお問い合わせください。



◆保険料(別添パンフレットを参照して下さい。)